令和8年2月2日

暗号資産交換業者 及び 資金移動業者への 不正送金対策の強化について

近年、**還付金詐欺**や**架空料金請求詐欺**などの特殊詐欺による被害金が、**暗号資産交換業者**や**資金移動業者**へ**不正に送金される事例が増加**しております。

このため、お客さま保護ならびに不正送金防止の観点から、**『暗号資産交換業者 及び 資金移動業者』宛ての振込**に際し、**次の場合はお取引きをお断りさせていただく場合がございます。**

金融犯罪防止のため、お客さまの大切なご預金をお守りする取り組みでございますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

対象となるお取引き

『暗号資産交換業者 及び 資金移動業者』宛ての[※1]お振込みに対し、**支払口座名義**と**振込依頼人名**が**異なる場合**。

※1 金融庁ホームページ（暗号資産交換業者登録一覧・資金移動業者登録一覧）に掲載されている業者。
また、今後対象となる業者が追加される場合があります。

金融庁ホームページ

免許・許可・登録等を受けている事業者一覧

支払口座名義と振込依頼人名が異なる振込の具体例

支払口座名義	振込依頼人名	振込可否
ケイシン　タロウ	ケイシン　タロウ	○ 振込可
	１２３ケイシン　タロウ [※2]	
	ケイシン　ハナコ	× 振込不可
	KEISHIN TARO	

※2 口座名義の前後に数字等を追加した場合は制限の対象にはなりません。